

# 気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2019年1月号

## ーハガキやメールによる架空請求詐欺に注意！ー

「利用した覚えのない請求（架空請求）のハガキが届いたが、どうしたらよいか」という相談が全国の消費生活センターに寄せられています。架空請求の請求手段は、ハガキ、メール、SMS（ショート・メッセージ・サービス）などさまざまです。

公的機関や実在する企業をかたって、本物と思わせたり、「自宅へ出向く」、「勤務先を調査する」、「執行官の立会いの下、給与・動産・不動産を差し押さえる」、「強制執行」など、不安をあおるような脅し文句が書いてある場合もあります。

**身に覚えのない請求は無視をして、絶対に連絡をしないようにしてください。**

### 〔架空請求詐欺のハガキの例〕

★タイトル  
何の料金がよく分からない

**総合消費料金に関する  
訴訟最終告知のお知らせ**

身に覚えはないけど…  
裁判なんて大変

★本文  
「訴訟開始」、「強制的に差し押さえ」など、不安をあおる。

この度、ご通知いたしましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴訟が提出されましたことをご通知いたします。

管理番号(い)532裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。なお、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官の立ち会いの元、給料差し押さえ、及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

★期限  
期限を短くして、考える余裕を与えない。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局に承っておりますので、職員までお問い合わせください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護のため、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

**\* 取り下げ最終期日 平成31年●●月●●日**

法務省管轄支局 ●●訴訟●●センター

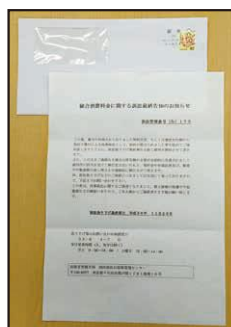
東京千代田区霞が関●丁目●番●号  
取り下げのお問い合わせ窓口 03-0000-0000  
受付時間 9:00~22:00(日、祝日を除く)

★差出人  
公的機関からの通知と思わせる。

封筒



重要と書かれている宛先



### 【注意】

最近ではハガキだけでなく、封書により同様の文面が送り付けられる手口が増加しています。

差出人の記載はなし

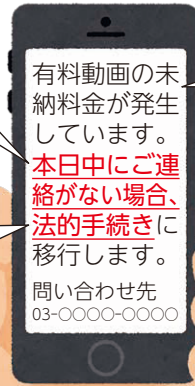
## 〔架空請求詐欺の電子メールの例〕

### ★期限

連絡期限を短く設定。  
(考える余裕を与えない)

### ★本文

面倒な事態になると不安  
を煽る。



(他の詐欺内容の例)

「コンテンツ利用料について確認事項があります」と連絡させるケースもあります。

## 〔実際に相手に連絡をしてしまったケース〕

架空請求を受けた人の中には、自分が何か利用したかもしれないと思って、ハガキや電子メール等書かれている電話番号に連絡してしまい、悪質事業者に支払ってしまったケースもあります。

- ① メールに記載された問い合わせ先に電話をすると、「有料動画の登録料に未払いがある」、「支払わなければ、**裁判**になる」、「一旦支払えば、あとで返金される」などと言われ、登録料として**20万円**を請求され、コンビニで**電子マネーカード**を買って支払うよう指示された。



登録料は、コンビニで電子マネーカードを買って支払ってください。

(注意)

裁判になるなど、不安を煽ってきます。

- ② 相手の指示どおり、コンビニに行き、電子マネーカードを計20万円分購入し、カードの裏面に書かれている番号を伝えた。



カード番号は、「1234\*\*\*\*」です。

(注意)

「電子マネーカードの番号を教える」は全てサギです！

- ③ その後、「他にも、**複数の登録が確認されました**」、「解除の手続きに弁護士が必要になり、**100万円**が必要」などと言われ、**現金を宅配便で送るよう**指示された。



宅配便で、お金を〇〇県〇〇市まで送ってください。

## 福井県内の架空請求詐欺による被害状況

福井県内では、平成30年1月から10月までにオレオレ詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺について**26件**の被害が確認され、被害額は**9,200万円**を超えています。そのうち、架空請求詐欺では**18件**の被害が確認され、被害額は**8,300万円**を超えており、**4割**が65歳以上の高齢者となっています。

(福井県警察本部より)

## 福井県消費生活センターへの架空請求に関する相談件数

平成30年1月から10月までの架空請求に関する相談件数は**1,012件**で、そのうち

ハガキに関する相談件数は **814件**

メールに関する相談件数は **181件**となっています。

また、**約5割**が65歳以上の高齢者となっています。



### アドバイス

- 何かわからない**身に覚えのない請求には、絶対に連絡をしないでください。**架空請求業者は何らかの名簿をもとに連絡をしていますが、一度連絡してしまうと、あなたの電話番号や実際にそこに住んでいることが相手に知られてしまうため、繰り返し狙われる可能性があります。架空請求業者は、一度無視しても、何度もハガキやメールを送付してくる場合がありますが、ハガキやメールに記載されている連絡先には**決して連絡しないでください。**
- 一旦、購入した電子マネーカードの番号を教えたり、コンビニ決済で支払ってしまうと、被害を回復することは困難です。電子マネーカードの購入やコンビニでの支払いには応じないでください。
- 少しでも不安・不審に思ったら、**最寄りの警察署や消費生活センターにご相談ください。**

# 消費生活出前講座

講師を派遣します！  
ぜひご活用ください！

無料



## 派遣対象・条件

- ①町内会、老人会、高齢者サロン等、おおむね20人以上の参加が見込まれる集まり
- ②原則、月～金曜日の10時～16時

## 内容

悪質商法や契約に関する事など、消費生活に関するテーマについて、寸劇やクイズ、DVDなどを使って、わかりやすく説明します。

## 申込み・問合せ

開催日の1か月前までに、下記までお電話でお問合せください。日時を決定後、講師派遣依頼書の提出をお願いします。  
\* 講座の講師派遣費用は無料です。ただし、会場につきましては実施団体でご準備ください。

福井県消費生活センター TEL. 0776-22-1102 福井県嶺南消費生活センター TEL. 0770-52-7830

## 「くらしの講座」

参加費:無料

定員:各回50名(先着順)

日時・対象	講座内容・講師	開催場所	問合せ・申込先
1月25日(金) 13:30~15:00	大丈夫ですか? 食品や健康食品とお菓の飲み合わせ	敦賀プラザ萬象 第1会議室	公益社団法人 ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地 TEL:0776-52-0626 URL http://www.kuranavi.jp/ (申込方法)お電話、またはホームページより お申込みください。開催日前日まで受付ます。
1月26日(土) 13:30~15:00	一般社団法人日本食品安全協会 副理事長 平野 和行氏	AOSSA 6階 601C	

「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

## ●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

開設時間14:00~16:00

### 1・2月の開設日

分野	1月		2月	
福井弁護士会(法律)	8日(火)	県消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター
	10日(木)	県嶺南消費生活センター	7日(木)	県嶺南消費生活センター
	16日(水)	県消費生活センター	20日(水)	県消費生活センター
福井県建築士会(建築)	—	—	18日(月)	県消費生活センター
(一社)ECネットワーク(インターネット)	24日(木)	県消費生活センター	—	—

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。  
また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。



## 消費生活のご相談は・・・

### 福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)  
☎ : 0776-22-1102  
FAX : 0776-22-8190

### 福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)  
☎ : 0770-52-7830  
FAX : 0770-52-7831 (第3日曜日は休館)

受付時間9:00~17:00(平日、土日)(祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

### ☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

## 発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

あらかじめ、  
幸せだったらいいな。

幸せ度  
いちばん  
福井県